

坂戸市オープンカウンター方式実施要領

(令和8年4月1日施行)

(目的)

第1条 この要領は、坂戸市が実施するオープンカウンター方式による物品・その他の役務の提供等に係る契約の見積合わせを行う場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、見積りの相手方を特定せず、代わりに一定の参加資格要件を設定して発注案件を公開し、その要件を満たす者のうち当該見積りに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方法をいう。

(対象案件)

第3条 原則として、予定価格が以下の案件に対して適用する。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円超200万以下（ただし、建設工事に係るものを除く）
- (2) 財産の買入れ 80万円超150万以下
- (3) 物件の借入れ 40万円超80万円以下
- (4) 財産の売払い 30万円超50万円以下
- (5) 前各号に掲げるもの以外 50万円超100万円以下（ただし、設計・調査・測量、土木施設維持管理に係るものを除く）

2 次のいずれかに該当する場合は、前項の規定に関わらずオープンカウンター方式の対象としないことができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに該当する場合（第1号の場合を除く。）
- (2) 市長が、オープンカウンター方式による調達が不相当であると認めたとき。

3 対象案件は、坂戸市ホームページに案件名等の概要を掲載し、仕様、参加資格要件等の詳細は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）において公開する。

4 対象案件を有する案件担当課は、坂戸市契約管理システムに案件情報を登録するとともに、別紙オープンカウンター方式執行依頼を契約主管課へ提出する。

5 案件担当課は、前項の依頼と併せて、仕様書、入札金額見積内訳書等の発注関係図書を電子媒体で契約主管課に提出しなければならない。

(参加者の資格)

第4条 オープンカウンター方式に参加することができるのは、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 案件の公開の日有効な坂戸市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (3) 案件の公開の日から契約を締結するまでの間に、坂戸市の締結する契約に係る指名停止措置要綱（平成8年坂戸市告示第27号）に基づく指名停止措置又は坂戸市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年坂戸市告示第75号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 2 市長は、前項に定めるもののほか、案件ごとに参加資格要件を定めることができる。（執行手続き及び参加手続き等）

第5条 オープンカウンター方式は、案件担当課からの依頼に基づき、契約主管課において、原則として電子入札システムを使用して執行する。

- 2 参加を希望する場合において、電子入札に必要な取得済の電子証明書の登録内容の変更等の理由により再取得が間に合わない場合は、見積書の提出期限の前日（前日が土曜日、日曜日、国民の祝日の場合は、その前の営業日とする。）までに「紙方式参加申請書」を契約主管課窓口へ提出し、承認を得ること。
- 3 案件ごとに定めた参加資格要件を満たし、当該案件に係るオープンカウンター方式による見積合わせに参加を希望する者は、指定された期間内に電子入札システムにより見積書を作成し、提出すること。
- 4 内訳書等を求めた案件については、前項の見積書の提出とあわせて、電子入札システムを使用して提出すること。（見積書の無効）

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない者がした見積り
- (2) 提出期限までに到着しない見積り
- (3) 記載すべき事項の記入が無い見積り又は意思表示が不明瞭な見積り
- (4) 電子証明書を不正に使用した者がした見積り
- (5) 内訳書等の提出を求めた見積りにおいて、当該内訳書等を提出しない者がした見積り
- (6) 内訳書等の提出を求めた見積りにおいて、当該内訳書等の内容が認め難い者がした見積り
- (7) 内訳書の提出を求めた見積りにおいて、当該内訳書の合計金額が見積書に記載した金額と一致しない者がした見積り（いわゆる「値引き」と同意義による調整は認めない。）
- (8) 談合その他不正行為があったと認められる見積り（仕様に関する質問及び回答）

第7条 参加者は、公開された案件の仕様について質問がある場合は、別に定める期限内において、電子入札システムにより質問を行うことができる。

2 前項の質問があったときは、発注者は、その回答を作成し、別に定める期日に電子入札システムを使用して回答する。

(契約の相手方の決定)

第8条 市長は、有効な見積書を提出した者のうち、原則として予定価格の制限の範囲内で最低の価格（買い受けの場合は、最高の価格）をもって見積りをした者を契約の相手方と決定することとし、電子入札システムによりその旨を該当者に通知する。

2 契約を締結するまでの間に、参加資格要件を満たさないこととなったとき等、要件に違反していることが明らかとなったときは、市長は、契約の相手方の決定を取り消す。

3 第1項の規定による決定後に前項の規定により取り消しを行った場合、市長は、次順位の者を契約の相手方として決定することができる。

4 契約主管課は、見積り開封後、その結果を直ちに案件担当課に提供することとし、見積り結果報告及び契約締結伺い以降の契約関係事務は、案件担当課で行うこととする。

なお、第1項に規定する契約の相手方への決定通知については、前段に記載の決裁手続きが終了した案件担当課からの依頼に基づき、契約主管課が行う。

(くじによる相手方の決定)

第9条 前条において、契約の相手方となることができる価格の見積りをした者が複数あるときは、電子入札システムの電子くじにより契約の相手方となることができる者を決定する。

(結果の公表)

第10条 市長は、契約の相手方の決定後、電子入札システムにより見積り合わせの結果を公表するものとする。

(契約書の提出)

第11条 契約の相手方となった者は、特に指示がない限り、決定日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日、国民の祝日及び市の年末年始の休業日を除く。）に、契約書に記名・押印のうえ、契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。なお、契約内容を記録した電磁的記録をもってこれに代えることができる。